

宝飾品売買等基本取引契約書

売主_____ (以下、甲という) 買主_____

(以下、乙という) とは、宝飾品の売買等の継続的取引に関して次のとおり合意する。

→ この契約書は業者対業者の継続的な売買等取引に関するものです。売買等の中には第8条の委託販売を含んでおります。

第1条 (適用)

本契約は、甲乙間の宝飾品の売買等取引について適用する。

但し、個別契約において本契約条項と異なる定めがある場合、個別契約における約定を優先して適用する。

第2条 (売買契約)

甲は乙に対し、本商品を継続的に売り渡し乙はこれを買受ける。

第3条 (個別売買の成立)

前条に基づく個々の売買契約は、乙が商品名・銘柄・仕様・数量・価格・納期・納入場所を記載した甲所定の書面をもって商品の買受を申込み、これに対し甲が承諾した時に成立する。但し、甲が乙から申込書を受領してから7営業日以内に通知しなかった場合に乙の申込みを承諾したものとみなす。

第4条 (費用)

本商品納品までの運送料その他の費用は甲が負担し、納品後は乙の負担とする。

但し、過分の費用を要する場合は、甲乙協議の上その分担を決定する。

第5条 (引渡)

1. 乙は、甲から納品された商品を検査し、数量不足その他容易に発見出来る瑕疵がある場合、納品より7営業日以内に甲に通知(返品)しなければならない。但し、個別の甲乙の合意によりこの期間を伸長または短縮することができる。
2. 前項の期間内に乙から通知(返品)がない場合、納品された商品は合格品とみなす。
3. 第1項の検査により(前項により合格品とみなされる場合を含む)合格の場合、その時点で商品の引渡しがあったものとする。

→ 「納品」とは事実上の概念であり、要するに甲が乙に商品を渡すということです。これに対し「引渡」とは、法律上の概念であり、正式に商品の占有が移ることをいいます。引渡の概念は所有権や

危険負担の移転時期と連動していることがありますので、法律上は重要な概念です。

第6条 (所有権・危険負担の帰属)

1₁所有権は、甲が商品を乙に引き渡した時に甲から乙に移転する。

または、

1₂所有権は、乙が商品代金を完済した段階で甲から乙に移転する。

→ 1₁は通常の場合です。1₂は要するに所有権留保の規定であり、売主側に有利な規定です。もつとも、1₂の場合でも、乙が商品代金を完済する前に乙が第三者に商品を売却などして第三者が善意取得した場合は、甲の所有権を離れて第三者に移転します。

2. 盗難・紛失・滅失等または地震、火災その他天変地異等の不可効力による損失は納品前までは甲が負担し、納品後は乙が負担する。

→ 危険負担の規定です。危険負担とは甲にも乙にも責に帰すべき事由がない場合、どちらが責任を負担するかという問題です。通常は商品を誰が実際に占有・支配しているか(占有・支配している者に危険負担を負わせる)により決まってきます。

本項では、実際の納品時(引渡時ではありません)を基準として、それまでは甲に、その後は乙が危険負担を負うとしております。これは一般的な規定です。

第7条 (売買代金)

1. 商品の売買代金は個別契約で定める。乙は別途消費税を負担する。

2. 乙は甲に対し、売買代金を、第5条の引渡日基準で毎月●●日に締切り、翌月●●日限り次の口座に振り込んで支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

記

●●銀行 ●●支店 ●●預金 NO●●●●●●●●

口座名義： ●●●●●●●●

→ 手形決済の場合は、手形のサイトなどを当事者間で決めて記載して下さい。

また、振込手数料は通常は買主側負担ですが、これも当事者間の事情により売主側負担となることもあります。

第8条 (委託売買)

1. 甲の個別の承諾のもと、乙は甲に対し、販売を目的として本商品の委託を請求することが出来る(委託された商品を「委託商品」という)。委託商品の所有権は甲に帰属する。

→ 商品を委託するかどうかは、結局は甲の乙に対する与信の問題であり、あくまでも甲が承諾することが条件です。

2. 個別委託は、甲が乙に当該商品を引き渡したときに成立する。この場合第5条を準用する。
3. 委託商品が乙から第三者に売買されたとき、同時に、甲乙間で当該商品について売買が成立したものとみなす。
4. 乙は、甲の個別の承諾なしに、委託商品を第三者に委託し、その他占有を移転してはならない。但し、甲の承諾のもと乙が第三者に再委託した場合にも、甲の乙に対する責任については本条を適用する。
5. 委託期間は原則として●日とする。但し、個別の甲乙の合意によりこの期間を延長しまたは短縮することが出来る。
6. 乙は委託商品を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
委託期間中に委託商品が毀損した場合、理由の如何を問わず乙の責任とし、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。但し、毀損の原因が委託商品にある場合はこの限りではない。
7. 委託中の商品についての危険負担は乙に帰属するものとする。
→ 委託中の商品は、乙の占有・支配下にあるため、第6条、7条で乙の責任としております。
8. 甲は乙に対し、第4項で定められた委託期間が経過したときはいつでも、乙に対し委託商品の返還を請求することが出来る。返還に要する費用は乙の負担とする。
→ 納品費用は甲の負担であり、返品費用は乙の負担というのが通常です。
9. 前項に基づき甲が返還を請求したにもかかわらず、10営業日以内に乙が委託商品を返還しない場合（紛失・盗難・天変地異等により返還出来ない場合も含む）、当該商品について売買が成立したものとみなす。

第9条（瑕疵担保責任）

1. 当該商品に容易に発見出来ない瑕疵（隠れたる瑕疵）がある場合、甲は乙に対し、引渡の時から1年間瑕疵担保責任を負うものとし、乙は甲に対し、代金減額、返品（代金の返還）、代替品の請求等を行うことが出来る。
2. 前項は、第8条の委託売買に準用する。
→ 第5条は容易に発見出来る瑕疵であり、第9条は容易発見出来ない瑕疵に関する規定です。例えば、グレードなどは隠れたる瑕疵として第9条に基づく瑕疵ということになります。
→ 理屈上は宝飾品の場合についても製造者には製造物責任はありますが、適用場面が稀なことで、適用場面があっても製造物責任法が（本契約書に記載されていなくとも）当然に適用されることか

ら、敢えて条項には入れておりません。

第10条（守秘義務）

1. 甲または乙は、本契約の内容、本契約の履行から知り得た相手方の情報につき、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 意匠、デザイン、製造方法、価格、数量その他商品に関する一切の事項についても、前項を準用する。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲または乙は相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと
 - ② 反社会勢力と次の関係を有していないこと
 - i 自らもしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会勢力を利用していると認められる関係
 - ii 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係
 - ③ 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう）が反社会勢力ではないこと、及び反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - ④ 自らまたは第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - i 暴力的な要求行為
 - ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - v その他前各号に準ずる行為
2. 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約を解除することが出来る。
 - ① 前項①ないし③の確約に反する表明をしたことが判明した場合

② 前項④の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により本契約が解除された場合、責任ある当事者は相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。

第12条（解約告知）

本契約期間中といえども、甲または乙は3ヶ月前の告知をもって解約の申し入れをすることができる。この場合、告知の日より3ヶ月を経過した日をもって本契約は終了する。

→ 基本取引契約を締結したからといって、個別契約に応じなければならない義務はありません。したがって、個別契約を締結しなければよいだけかもしれませんが、場合によっては基本取引契約そのものを解消したいという場合もあるでしょうから、本条項を設けました。

第13条（地位の譲渡等の禁止）

甲または乙は、相手方からの書面による承諾なしに、本契約から発生する債権債務、その他契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

第14条（契約解除、期限の利益喪失）

1. 甲または乙に次の事由がある場合、当事者の一方は責任ある相手方に対し、何らの通知催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合、責任ある相手方は他方の蒙った損害賠償の責に任ずる。

- a 売買代金の支払いを怠ったとき。
- b 手形不渡りの事実のあったとき。その他支払いを停止したとき。
- c 仮差押、仮処分申立てがあったとき、強制執行または滞納処分の申立てがあったとき。
- d 破産、民事再生、会社更生、整理、清算の申立てがなされたとき。
- e 支払能力その他信用が著しく低下した場合。
- f その他本契約の一に違反したとき。

2. 前項の事由がある場合、甲または乙は何らの通知催告を要せず当然に期限の利益を失い、相手方に対する債務を直ちに一括して支払うとともに、これに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年10%の遅延損害金を併せて支払わなければならない。

第15条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約から生じる乙の甲に対する一切の債務（将来生じることのあるべ

き損害賠償債務も含む）について乙と連帯して保証する。本契約が更新された場合も同様とする。

→ 相手方が連帯保証が不要な業者（例えば、与信の大きい会社）であれば連帯保証を求める必要はないでしょう。その場合にはこの条項と末尾の連帯保証人欄を抹消しても構いません。あるいは、末尾連帯保証人欄を空欄にしておけば、結局は連帯保証をしていないのと同じことになり、それでも構いません。

第16条（期間）

- 1. 本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とする。
- 2. 期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれか一方より他方に対して更新を拒絶する旨の意思表示がない場合、本契約は更に1年間更新される。爾後同じ。

第17条（協議）

本条項に定めのない事項については、当事者、誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

第18条（管轄）

甲乙間の本契約から派生する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方または簡易裁判所のみをもって第一審の専属的管轄裁判所とする。

以上のとおり、契約が成立したので、甲、乙、連帯保証人各署名（記名）・捺印の上本書2通を作成し、乙甲各1通ずつ保有する。

年 月 日

甲：

Ⓜ

乙：

Ⓜ

連帯保証人：

印